

地方創生関係の国等の動きについて

- 地方創生の推進について（九州地方知事会） 1

- 地方創生に資する人材育成・確保等に関する緊急決議
（全国知事会） 4

- まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版） 9

- 地方創生関連の予算措置等について 11

地方創生の推進について

九州・山口地域は、かねてより「九州はひとつ」の理念のもと、官民が一体となって、地域全体の発展につながる取組を積極的に進めている。特に、観光振興については、九州観光推進機構を設立し、アジアを中心に積極的なプロモーション等を展開してきた。その結果、昨年九州・山口地域から入国した外国人は約426万人、対前年比68.4%増と全国平均（同44%増）を上回る伸びを示し、本年上半期においても対前年比44.3%増と過去最高になる等、大きな成果を挙げ、アジアの成長と活力を引き込む玄関口「ゲートウェイ九州」としての存在感を高めている。

人口減少・少子高齢化問題の克服と成長力の確保のため、国と地方が総力を結集して地方創生に向けた取組を深化させていくことが求められる中、九州・山口地域は、この国家的課題に対して、合計特殊出生率が高く、人口移動の約半分が圏域内にとどまるという強みを持っている。さらに、成長著しいアジアに近接する地理的優位性も持っている。我々は、これらを活かし、日本の創生をこの地から先導する決意のもと、昨年10月に「九州創生アクションプラン」を策定し、本年5月には「九州・山口地域 次世代人材育成宣言～萩宣言」を行うなど、今後も地域・官民が一体となり、プランの実現に向けた取組を進めていくことを改めて確認したところである。

国においては、少子・高齢化に歯止めをかけ、地方への人の流れを本格化させるため、構造的課題の解決に主体的に取り組むなど、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた具体的な政策の実現を強力に推進するとともに、「九州創生アクションプラン」はもとより、地方版総合戦略の実現に向けた地方の取組を支援するよう求める。

1 構造的課題の解決に向けた取組の強化

(1) 東京一極集中の是正

人口減少や地方の疲弊の原因と言われ、我が国の構造的課題となっている東京一極集中は、地方創生の取り組みが進められている中においても、むしろ加速化していることから、速やかにこれを是正するため、企業・大学・研究機関・政府関係機関等の地方移転や移住定住政策の加速化など、地方への新しいひとの流れをつくる取組を強力に推進すること。

このうち、「政府関係機関移転基本方針」で地方移転とされた機関については、移転が真に地方創生に資するものとなるよう、国が責任を持って必要な環境整備を行うなど、具体的な取組を早急かつ円滑に進めること。

(2) 少子化対策の抜本的な強化

若い世代の希望をかなえるため、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に対応した切れ目ない支援に取り組むに当たって必要な安定的・恒久的な財源を措置し、総合的な少子化対策を強化すること。

特に、国が最優先課題と位置付けている待機児童問題の解消に向け、保育所の整備や保育士の確保等、保育の量的・質的充実を図ること。

(3) 地方でのしごとの場づくりに向けた取組の強化

地方において魅力ある働く場を確保するためには、大企業の本社機能の移転とともに、地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の成長が不可欠であることから、研究開発や設備投資に対する支援等、地方でのしごとの場づくりに向けた取組を強化すること。

また、地方でのしごとの場づくりや働き方改革に資するサテライトオフィスの設置を進めるためにも、離島等の条件不利地域におけるICT基盤整備を推進すること。

(4) 社会資本の地域間格差の是正

地域間競争の側面を持つ地方創生の推進には、社会資本の地域間格差の是正が前提となることから、それぞれの地域の特色ある発展を支える「地方創生回廊」の実現を図るとともに、地方の基幹的公共インフラを早期に整備すること。

2 地方創生に資する地方分権改革等の推進

真の地方創生を実現するには、国の過剰な関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要であることから、地方創生の実現に向けて必要な規制緩和等に係る提案の実現に断固たる姿勢で取り組むこと。

併せて、国の出先機関の地方移管に向けた議論を進めること。

3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」実現に向けた財源の確保

各地方公共団体において、平成31年度までを対象期間とする「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進できるよう、自由度の高い財源を十分な規模で継続的に確保すること。

特に、地方創生推進交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、対象事業の要件緩和や交付時期の早期化、事務手続の簡素化・合理化等の取組を進めること。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）をさらに拡充するとともに、それとは別に地方創生交付金等に係る地方負担に対する地方財政措置を適切に講ずること。

平成28年10月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞

地方創生に資する人材育成・確保等に関する緊急決議

全国知事会
平成28年11月

東京圏への人口集中が止まらない。

平成27年国勢調査の確定値が公表されたが、わが国の総人口は、国勢調査の開始以来、初めて減少となった。また、39道府県で人口が減少する一方で、東京圏の人口のみが、一貫して増加を続け、総人口の、実に4分の1超が集中している。そして、その全国シェアは、近年、再び上昇のスピードを速めている。

併せて、最近の人口の動きをみると、大阪圏や名古屋圏が3年連続で転出超過となる一方で、東京圏への転入超過数は、主に東京都を中心に、平成24年以降、4年連続で拡大している。しかも、転入者の大半を構成しているのが、将来にわたって地域の経済を支える15歳から29歳までの若者である。

我々都道府県は、まち・ひと・しごと創生法にのっとり、産学官金労言などあらゆる主体と連携し、全団体が策定した地方版総合戦略に掲げた政策を総動員し、全力で地方創生に取り組んでいる。

しかし、現実には、むしろ、東京一極集中が加速している。

国は、今一度、東京圏への人口の過度の集中を是正するとして、地方創生の理念に立ち返り、特に、大学への就学や就職をきっかけとした、若者の東京一極集中に歯止めをかけ、東京圏と地方との間の転入・転出の早期均衡を図るため、別紙1の抜本的な対策を直ちに講ずるよう強く求める。

加えて、地方創生に関する累次の要請も含め、別紙2の措置について速やかに実行することを求める。

地方大学の振興等に関する緊急抜本対策

1 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を新增設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずること。

2 地方の担い手の育成・確保

地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実などにより、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を図ること。併せて、初等中等教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、教職員定数や国立大学の運営費交付金等の充実をはじめ、機能強化を図ること。

3 大学の東京一極集中の是正

東京 2 3 区における大学・学部の新増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京 2 3 区から地方への移転の促進等を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

4 立法措置による東京一極集中の是正の実現

次期通常国会において、上記 1 から 3 までに掲げる対策に必要な立法措置を講ずること。

速やかに実行すべき地方創生推進施策

1 少子化対策及び子どもの貧困対策の抜本強化

全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止、保育人材の確保、地域主体の取組の後押し、子どもが多いほど有利になる新しい税制措置などにより、少子化対策の抜本強化を図るとともに、給付型奨学金の創設など子どもの貧困対策の更なる充実を図ること。

2 地方への人の流れを生み出す取組の促進

平成28年度税制改正で充実が図られた地方拠点強化税制の更なる拡充も含めた、企業の地方移転の流れを一層促進するための税財政制度の構築を図るとともに、企業版ふるさと納税制度の柔軟な制度への拡充・改善、手続の簡素化を図ること。更には、介護保険に係る特別な財政調整制度の創設など、東京一極集中を是正し、地方への人の流れを生み出す取組を促進すること。

3 国家戦略としての政府関係機関の移転の推進

国家戦略としての政府関係機関の移転は道半ばである。まずは、「政府関係機関移転基本方針」については、国が主体となって早急かつ円滑にその完全実現を図ること。特に、移転に要する費用については、国が責任を持って対応すること。また、今後も国家戦略として、次のステージの構築を図ること。

4 多様な働き方を可能とする働き方改革の実現

労働者の立場で、場所や時間を選ばないワークスタイルとして、国を挙げて、在宅勤務、モバイルワーク等の更なる展開を図り、一億総活躍の環境を整備することを通じ、人口減少社会における生産人口の縮小に対応するとともに、地方における雇用の場を創出し、成長と分配の好循環を実現すること。

5 「地方創生回廊」の早期完備

東京一極集中の是正に不可欠な基盤として、リニア中央新幹線、整備新幹線等、高速道路をはじめとする交通ネットワークの整備促進により、国土のミッシングリンクを早期に解消し、地方と地方をつなぎ、それぞれの地域の特色ある発展を支える「地方創生回廊」を早期に完備すること。

6 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり

高速交通網と地域交通網とのアクセス強化など、人や企業の地方分散に不可欠な公共インフラの早期整備を図ること。

併せて、水害などの頻発化・激甚化や南海トラフ地震や首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾など社会資本の防災・減災対策や老朽化対策、広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が不可欠であることから、強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。

7 地方創生に関連する予算の十分な確保

不安定感が急速に増す経済情勢の下において、日本経済全体の持続的拡大を図るためには、地方創生が不可欠であるとの認識に立ち、消費税・地方消費税の引上げが見送られた中であっても、平成29年度当初予算において、地方創生に関連する予算や、地方交付税、まち・ひと・しごと創生事業費等地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

また、地方創生を実現するためには、長期にわたる息の長い取組が必要であるため、短期的な予算の確保だけでなく、将来にわたって安定的な財源の確保を図ること。

8 地方創生推進交付金の自由度向上と規模の拡大

ソフト事業と一体となって特に十分な効果が見込まれる施設整備事業等に係る要件を大幅に緩和するなど、自由度を一層高めるとともに、今年度の規模（国費ベース1,000億円）を上回るものとする。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）全体像

地方創生をめぐる現状認識

- ◎人口減少の現状 ⇒ 2015年の総人口は、前回国勢調査(2010年)に比べ、96.3万人減少。平成27年の合計特殊出生率は1.45となり、上昇。年間出生数は100万5,677人、若干の増加。
- ◎東京一極集中の傾向 ⇒ 東京圏へ約12万人の転入増加（前年比約1万人増）、東京一極集中傾向が加速化。
- ◎地域経済の現状 ⇒ 雇用・所得環境の改善が続く一方、消費や生産の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には「稼ぐ力」の差。

人口減少と地域経済縮小の克服 / まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立 アベノミクスを浸透させるために、地方の「平均所得の向上」を実現する

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂

来年度は「総合戦略」の中間年。基本目標やK P Iについても必要な見直しを行い、より効果的な対応を検討

ローカル・アベノミクスの一層の推進

◎地域におけるしごと創出

地域資源を活用した企業化、地域商社による地域産品の販路拡大、日本版DMO、サービス業の生産性向上、事業承継の円滑化、「稼げるまちづくり」の推進、地域未来牽引事業への投資促進等

◎地域における資産・人材の活用等

空き店舗、遊休農地、古民家等 遊休資産の活用、「土業」との連携、地方創生カレッジによる人材育成等

地域特性に応じた政策の充実・強化

◎東京圏への人口の転出が続いている地域

(施策例) 地方の良質な「しごと」の創出、企業の地方拠点強化、地方創生インターンシップ、働き方改革、「生涯活躍のまち」の実現 等

◎今後急速な社会減・自然減が予想される地域

(施策例) 都市のコンパクト化、地域包括ケアシステムの推進、公共施設の集約化・複合化、小さな拠点の形成 等

地域生活の魅力の見直し

◎働き方改革を含めたライフスタイルの見つめ直し

地方の魅力、郷土への誇りや愛着を再発見し、分析・発信、歴史の発掘や教育等を通じた「郷土への誇り・愛着」の醸成、地域の文化の振興

政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

2. 創生に向けた政策5原則

自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策原則に基づく

3. 国と地方の取組体制とPDCA整備

EBPM[※]の考え方下、データに基づく総合戦略、産官学金労言士、政策間、地域間連携の推進

※Evidence-Based Policy Makingの略

今後の政策の方向

政策の基本目標

- 【基本目標①】 地方における安定した雇用を創出する
- 【基本目標②】 地方への新しいひとの流れをつくる
- 【基本目標③】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 【基本目標④】 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

地方創生の深化に向けた施策の推進（政策パッケージ）

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- (ウ) 農林水産業の成長産業化
- (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (ア) 政府関係機関の地方移転
- (イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- (ウ) 地方移住の推進
- (エ) 地方大学の振興等
- (オ) 地方創生インターンシップの推進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- (イ) 若い世代の経済的安定
- (ウ) 出産・子育て支援
- (エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進
（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (ア) まちづくり・地域連携
- (イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- (オ) ふるさとづくりの推進
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- (キ) 温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

地方創生版・三本の矢

地方が「自助の精神」をもって取り組むことが重要であり、国としては、引き続き、意欲と熱意のある地域の取組を、情報、人材、財政の三つの側面から支援

情報支援の矢

◎地域経済分析システム（RESAS[※]）の普及促進

※Regional Economy (and) Society Analyzing Systemの略

人材支援の矢

- ◎地方創生カレッジ
- ◎地方創生コンシェルジュ
- ◎地方創生人材支援制度

財政支援の矢

- ◎地方創生推進交付金・拠点整備交付金
- ◎地方財政措置
- ◎税制（企業版ふるさと納税等）

国家戦略特区制度、規制改革、社会保障制度改革、地方分権改革との連携

地方創生の現状を踏まえた検証・改訂

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがかかっていない

<H27年>

- ・総人口：H22年より約96万人減少（国勢調査開始以来初の人口減少）

②東京一極集中が加速

<H27年>

- ・東京圏への転入超過は12万人（4年連続増加）

③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・東京圏とその他の地域との間に「稼ぐ力」の差が生じている

地方創生は、本格的な「事業展開」の段階へ

26年度

総合的な施策メニュー整備

- ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・地方創生先行型交付金

27年度～

地方版総合戦略の策定終了

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2015
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）
- ・地方創生加速化交付金
- ・地方拠点強化税制

28年度～

本格的な「事業展開」

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2016
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）
- ・地方創生推進交付金・拠点整備交付金
- ・企業版ふるさと納税

2020年の主な基本目標・KPI

「しごと」をつくる

- ・若者雇用創出数（地方）
5年間で30万人
→9.8万人創出
- ・若年者の正規雇用等
全世代と同水準へ
→格差縮小
- ・農林水産業6次産業化
市場規模 10兆円
→5.1兆円

「ひと」の流れを変える

- ・地方と東京圏との
転出入の均衡
→東京圏への転入超過
12万人
- （地方⇒東京圏 6万人減
→2万人増（49万人）
東京圏⇒地方 4万人増
→0.3万人減（37万人））

結婚・子育ての希望実現

- ・第1子出産前後の女性
継続就業率 55%
→53.1%
- ・男性育休取得 13%
→2.65%
- ・支援二一ズの高い妊産
婦への支援実施 100%
→86.4%

「まち」をつくる

- ・立地適正化計画を作成
する市町村 150市町村
→4市町村
- ・「小さな拠点」の地域運
営組織形成数 3,000団体
→1,680団体
- ・連携中枢都市圏の形成数
30圏域
→17圏域

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）—主なポイント—

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進

- ・地域におけるしごと創出
- ・【新】遊休資産（空き店舗、遊休農地、古民家等）の活用

東京一極集中の是正

- （東京圏への転入超過は4年連続で拡大し、12万人程度）
- ・【新】地方大学の振興等
- ・【新】地方創生インターンシップの推進
- ・地方就業者の奨学金返還支援制度の全国展開
- ・「生涯活躍のまち」構想の実現

【新】ライフスタイルの 見つめ直し

- ・地方生活の魅力の再発見、発信
- ・郷土への誇り・愛着の醸成
- ・歴史の発掘、地域文化の振興

地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 （政策パッケージ）

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢

- ・地域経済分析システム（RESAS）

人材支援の矢

- ・地方創生人材支援制度
- ・地方創生カレッジ

財政支援の矢

- ・地方創生関係交付金
- ・企業版ふるさと納税

地方創生関連の予算措置等について

① 地方創生関係交付金

26年度補正 地方創生先行型交付金 1,700億円

○ しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実行ある取組を通じて地方の活性化を促進。

27年度補正 地方創生加速化交付金 1,000億円

○ 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現し、「新・三本の矢」の取組に貢献するため、地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化。

28年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）

○ 地方公共団体の地方創生の深化に向けた自主的・主体的な取組を支援。

28年度補正 地方創生拠点整備交付金 900億円（事業費1,800億円）

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。

29年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）

② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

26年度補正	3,275億円	27年度	7,225億円	27年度補正	2,188億円
28年度	6,579億円	28年度補正	1,746億円	29年度	6,536億円

③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

27年度地方財政計画 1.0兆円 28年度地方財政計画 1.0兆円 29年度地方財政計画 1.0兆円

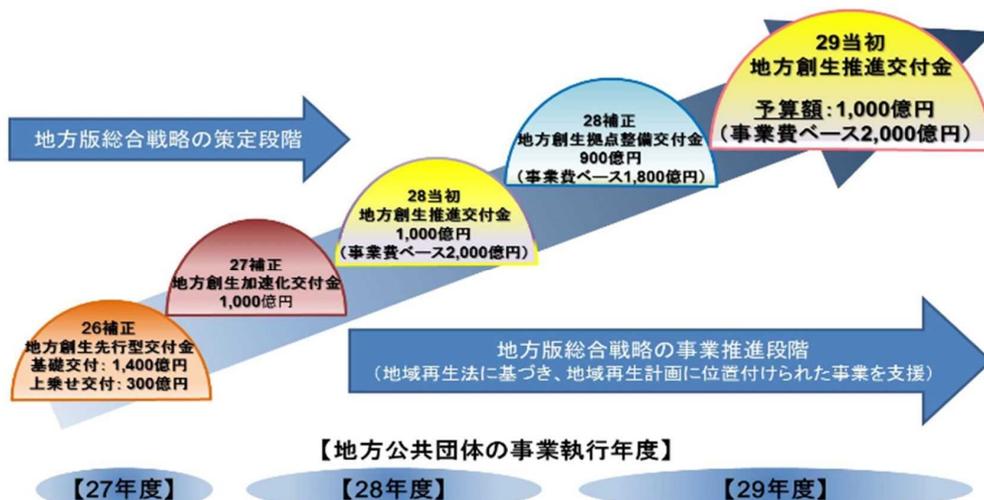
○ 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（27年度1.0兆円、28年度1.0兆円、29年度1.0兆円）を計上。

○ 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持。

地方創生関連交付金

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- OKPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



地方創生拠点整備交付金

資料3-1

28年度第二次補正予算 900億円（事業費ベース 1,800億円）

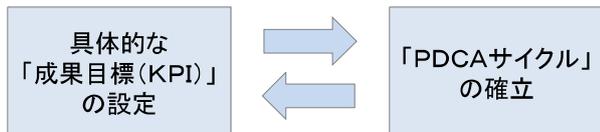
※道、汚水処理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む

事業概要・目的

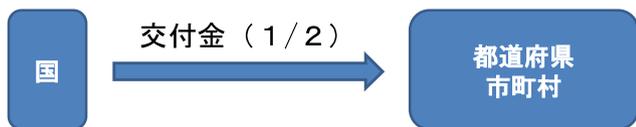
○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

① ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援

② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



資金の流れ



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等
- 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備
- 移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

期待される効果

- 未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与

地方創生推進交付金

資料4-1

29年度概算決定額 1,000億円（28年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

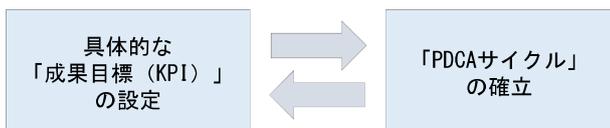
○ 本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

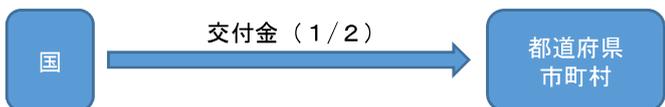
② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

対象事業・具体例

① 先駆性のある取組

- ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
- 例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等

② 先駆的・優良事例の横展開

- ・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③ 既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・ 既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

① 交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円	（28年度：4.0億円）
	横展開・隘路打開	1.5億円	（28年度：1.0億円）
【市区町村】	先駆	4.0億円	（28年度：2.0億円）
	横展開・隘路打開	1.0億円	（28年度：0.5億円）

※ 地方の平均所得の向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。

② ハード事業割合

- ・ 計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。
- ・ ただし、1/2以上になる事業であっても、地方の平均所得の向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。